

# 小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この指針は、太陽光発電所の建設に係る自然環境調査の実施等に関して必要な事項を定めることにより、小規模な太陽光発電所であっても建設にあたって環境配慮が適正になされるようにすることを目的とする。

(定義)

**第2条** この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境調査 対象事業の実施に際し、事前に、当該対象事業を実施する事業区域において、周辺の環境保全の状況を考慮しつつ、植物及び動物（陸生植物、陸生動物及び水生生物）並びに生態系の状況を把握するために行う調査のことをいう。
- (2) 環境配慮 自然環境調査の結果を勘案し、対象事業の実施に係る立地（位置）の妥当性を検討するとともに、必要に応じ、環境保全措置を講じることをいう。
- (3) 対象事業 太陽光発電所の建設であって、森林の伐採を伴うもの又はため池の水面上等に設置するものをいう。
- (4) 事業者 対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業の実施にあつては、その委託する者）をいう。
- (5) 関係地域 事業者が対象事業を実施し、又は実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施等が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域をいう。
- (6) 法 環境影響評価法（平成9年法律第81号）をいう。
- (7) 条例 環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）をいう。

## 第2章 自然環境調査の実施等

(自然環境調査の実施)

**第3条** 事業者は、対象事業であつて次の各号に該当するものを実施するときは、あらかじめ自然環境調査を行うものとする。

- (1) 事業区域面積が0.5ha（たつの市、小野市、朝来市及び多可郡多可町の区域並びに三田市の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域を除く。）にあつては0.1ha。三田市の区域（市街化調整区域と定められた区域に限る。）にあつては300m<sup>2</sup>。）以上であつて、法及び条例の適用を受けないもの。
  - (2) その他知事が特に定めるもの
- 2 自然環境調査は、兵庫県版レッドデータブック等の既存の文献又は資料の収集・整理を行った上で、現地調査を行い、環境配慮の内容を整理するものとする。
- 3 自然環境調査は次の各号によること。
- (1) 植物及び動物（陸生植物、陸生動物及び水生生物）並びに生態系について、環境影響評価指針（平成10年兵庫県告示第28号）及び太陽光発電の環境配慮ガイドライン案（令和元年12月 環境省）に準じて調査を行うものとする。
  - (2) 猛禽類の飛翔が確認された場合には、猛禽類保護の進め方（改訂版）（平成24年12月 環境省自然環境局野生生物課）に準じて調査を行うものとする。
  - (3) 調査は、自然環境を適切に把握できる時期において1回以上行うものとする。  
(調査結果報告書の作成)

**第4条** 事業者は、前条の規定により調査を行ったときは、次の事項を記載した自然環境調査結果報告書（以下「調査結果報告書」という。）を作成するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 関係地域
- (4) 自然環境調査の結果
- (5) 環境配慮の内容
- (6) その他必要な事項

(調査結果報告書の送付)

**第5条** 事業者は、調査結果報告書を作成したときは、知事に調査結果報告書を送付するものとする。

2 前項の送付は、対象事業の工事に着手する日の60日前までに行うものとする。

(調査結果報告書についての知事の助言)

**第6条** 知事は、前条の規定による送付を受けた場合には、調査結果報告書の内容を確認し、必要

に応じて、事業者に対し、環境の保全と創造のための措置その他必要な事項に関する助言を行うものとする。

### 第3章 雑則

(報告の徴収)

**第7条** 知事は、この指針に定めるもののほか、この指針の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(指針の適用除外)

**第8条** 神戸市の区域内で実施される対象事業については、この指針の規定は適用しない。

(補則)

**第9条** この指針の施行に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和2年3月10日から施行する。

(経過措置)

2 この指針の施行の際現に環境影響評価指針及び太陽光発電の環境配慮ガイドライン案に準じて調査、予測又は評価を実施している対象事業については、第3条の規定は、適用しない。

3 令和2年8月31日までの間に第3条第1項第1号に該当する対象事業の工事に着手する場合における第5条第2項の規定の適用については、第5条第2項中「60日前までに」とあるのは「30日前までに」とする。

4 この指針の施行の際現に第3条第1項第1号に該当する対象事業について工事着手済である等、自然環境調査が不可能なものについては、第2章の規定は、適用しない。